

事務事業評価シート

(平成 26 年度実施事業)

事務事業名	開発許可事務事業（市街化区域）			事業コード	0752
所属コード	091000	課等名	都市計画課	係名	宅地開発係
課長名	山影 毅	担当者名	佐々木 光彦	内線番号	
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要（旧総合計画体系における位置づけ）

総合計画 体系（旧）	施策の柱	快適な都市機能	コード	7
	施策	快適な居住環境の実現	コード	3
	基本事業	良好な住宅地の誘導	コード	2
予算費目名 (H26)	一般会計 8 款 4 項 1 目開発行為に関する事務（001 - 04）			
特記事項 (H26)				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	昭和 45 年度
根拠法令等 (H26)	都市計画法			

(2) 事務事業の概要

市街化区域における開発行為の相談，指導，許可及び完了検査事務を行なう。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

昭和 43 年に開発許可制度が創設され，昭和 45 年に区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）を定めたことにより，本市においては同年 10 月 1 日から施行されている。

昭和 54 年 8 月 1 日に知事から市長へ一部事務を委任され，平成 12 年 11 月 1 日の特例市指定に伴い，市長が開発許可制度に係る全ての事務を行うこととなった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

平成 12 年の都市計画法の改正により，条例制定等による規制基準の強化・緩和が可能となっている。

【意見・要望】

開発許可基準の緩和や事前指導・許可指令・検査済証交付の迅速化

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が，何が対象か）

市街化区域

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 見込み	26 年度 実績
A 市街化区域面積	ha	5,266	5,266	5,266	5,264	5,264
B 開発許可申請件数	件	14	13	12	16	23
C						

(3) 26 年度に実施した主な活動・手順

- ・窓口及び電話による相談の実施
- ・申請書の受理，審査，許可
- ・開発指導委員会及び開発指導委員会幹事会での審議
- ・工事完了検査の実施
- ・許可基準の見直し

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 開発相談，指導件数	件	500	500	900	700	400
B 開発指導委員会，開発指導委員会幹事会審議件数	件	9	7	10	8	13
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

- ・計画的な市街地の整備
- ・良質な宅地の供給

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 目標値	26 年度 実績
A 開発許可面積	□上げる □下げる ■維持	ha	7	4	4	6	8
B 開発許可件数	□上げる □下げる ■維持	件	14	13	12	16	23
C	□上げる □下げる □維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	23 年度 実績	24 年度 実績	25 年度 実績	26 年度 計画	26 年度 実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	131	113	115	135	109
	A 小計 ①～⑤	千円	131	113	115	135	109
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
計	トータルコスト A+B	千円	12,131	12,113	12,115	12,135	12,109
備考							

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

適切な基準に基づく市街地整備は快適な住宅地の形成に結びつくものである。

② 市の関与の妥当性

法定事務のため妥当である。

③ 対象の妥当性

法定事務のため妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務のため廃止・休止はできない。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

市街化区域内の未利用地の利用促進を図るための許可基準の見直しを図る必要がある。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

全市共通の基準に基づく許可事務を行っており、また、他都市と同水準の手数料となっているため公平・公正である。

(4) 効率性評価

法定事務について、必要最小限の人員及び事業費で対応しており削減できない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 概要 (新しい総合計画体系における位置付け)

総合計画 体系 (新)	施策 (方針)	都市基盤施設の維持・強化	コード	26
	小施策 (推進項目)	良好な住宅地の誘導	コード	26-1

(2) 改革改善の方向性

本市の地域特性を踏まえた許可基準の見直しの取組み

(3) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

盛岡広域都市計画区域 (盛岡市, 滝沢市, 矢巾町) における許可基準の整合性の確保, 関係機関との協議調整

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持 (従来どおりで特に改革改善をしない)
- ☒ 改革改善を行う (事業の統廃合・連携を含む)
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり, 良好な宅地水準を確保し, 適切な土地利用を進めるために, 市が実施することは妥当である。

引き続き, 適切な事務処理に努める必要がある。

また, 本市の地域特性等を踏まえながら, 許可基準の見直しの検討を行っていく必要がある。